

港湾雇用安定等計画（令和6～10年度）の概要

港湾労働法第3条に基づき、6大港（東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び関門）における港湾労働者に係る労働力の需給の調整、雇用の改善並びに能力の開発及び向上に関し、国等が講ずべき措置の指針を示すもので、5年ごとに策定。

計画の背景

- ◆ 港湾運送事業は、**貨物の取扱量が日ごとに変動するという特徴（港湾運送の波動性）**を有しており、**企業外労働力に依存せざるを得ない状況**
- ◆ 港湾運送事業主には中小企業が多いこともあり、港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上については、改善が進みつつあるものの、他の産業に比してなお改善の余地のある状況
- ◆ 港湾運送事業主は、規制改革等の影響により、事業の一層の効率化、サービスの多様化が求められている
- ◆ 革新荷役の進展に伴い、港湾労働者自身が**高度な技術・技能を習得**すること、事業主が**高度な技能労働者を確保**することが求められている
- ◆ 港湾運送の波動性は依然として存在しており、波動性に効率的かつ的確に対応することが求められている
- ◆ 港湾運送業界については、**急速な高齢化の進展や低調な入職率等**により、**技能労働者の不足が顕在化しつつあり、若年労働者を始めとした人材の確保・育成**が極めて重要

計画の課題

- 港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上に係る施策の推進
- 港湾運送の波動性に効率的かつ的確に対応するための施策の推進
- **若年者・女性・高齢者等の幅広い人材の活躍促進や高度な技能労働者の確保・育成**に係る施策の推進

計画の主な内容

1 労働力の需給の調整の目標に関する事項

- (1) 国及び都府県が講ずる措置
 - ・ 港湾労働法の趣旨及び目的の徹底を図るための事業主に対する指導の実施
 - ・ 港湾労働者の常用化の推進
 - ・ 港湾労働者派遣制度の適正な運営及び有効活用の促進
 - ・ 直接雇用の日雇労働者問題への対応
 - ・ 雇用秩序の維持
 - ・ 港湾労働者雇用安定センターに対する指導及び助言の実施
 - ・ 派遣法等の適正な実施を図るための事業主に対する指導の実施

(2) 港湾労働者雇用安定センターが講ずる措置

- ・ 事業主支援業務の適正な実施
- ・ 雇用安定事業関係業務の適正な実施

(3) 事業主及び事業主団体が講ずる措置

- ・ 直接雇用の日雇労働者問題への対応
- ・ 手続の適正な実施
- ・ 港湾労働者雇用安定センターへの協力

2 雇用の改善並びに能力の開発及び向上に関して講ずべき措置

【雇用の改善を促進するための方策】

(1) 国が講ずる措置

- ・ 働きやすい職場環境の整備を促進
- ・ 港湾運送業界への理解・入職の促進を図るための取組を実施

(2) 港湾労働者雇用安定センターが講ずる措置

- ・ 雇用管理者研修及び事業主を対象とする雇用管理の改善に関する相談その他の援助を実施
- ・ 若年者に対して港湾運送業界の仕事や職場の魅力に接する機会を提供する取組を実施

(3) 事業主及び事業主団体が講ずる措置

- ・ 雇用管理者の選任、計画的な港湾労働者の募集等
- ・ 労働条件の改善・雇用環境の整備等を通じた魅力ある職場づくりの推進

- ・ 港湾労働者の健康と安全の確保を図る取組の推進

- ・ 港湾労働者雇用安定センターへの協力

【能力の開発及び向上を促進するための方策】

(1) 国が講ずる措置

- ・ 港湾荷役作業の革新化等に対応した教育訓練の拡充
- ・ 港湾労働者に対する教育訓練の支援

(2) 港湾労働者雇用安定センターが講ずる措置

- ・ 港湾労働者に求められる技能の多様化・高度化に対応した教育訓練内容の充実・強化
- ・ 相談援助及び各種講習の実施等

3 港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保するために講ずべき措置

(1) 国が講ずる措置

- ・ 港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保するための事業主に対する指導等の実施
- ・ 港湾労働者雇用安定センターに対する指導及び助言の実施

(2) 港湾労働者雇用安定センターが講ずる措置

- ・ 事業主支援業務の適正な実施
- ・ 雇用安定事業関係業務の適正な実施

(3) 事業主及び事業主団体が講ずる措置

- ・ 港湾労働者雇用安定センターへの協力
- ・ 許可基準等の遵守